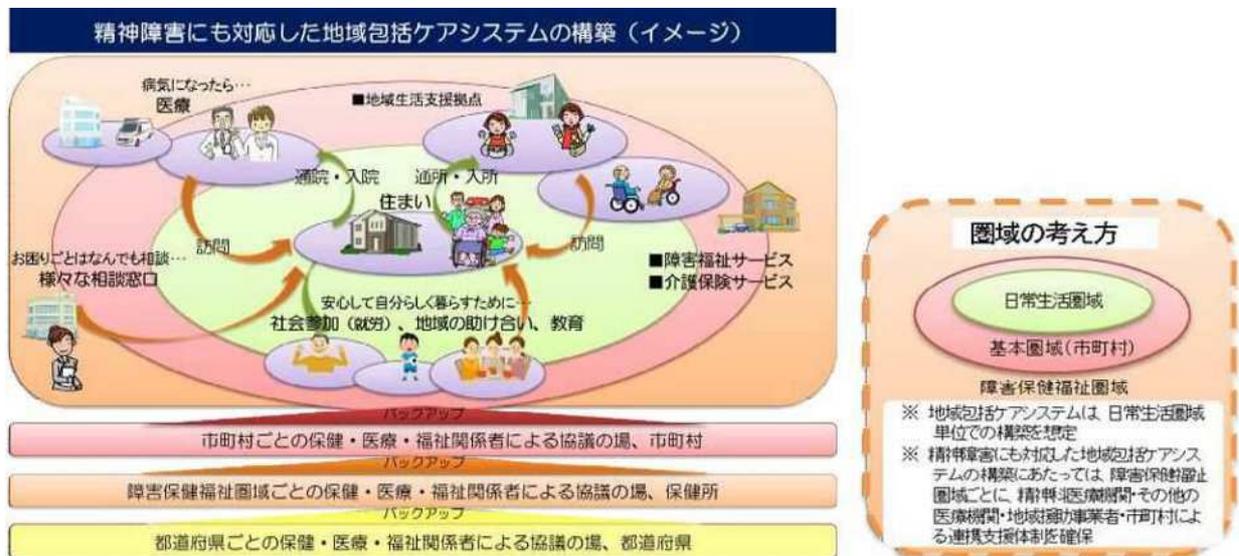


## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【現状及び目標設定の考え方】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。



（出典：厚生労働省資料）

県では、今後も引き続き入院者に対する退院意欲の喚起や地域生活を支えるためのサービスの充実等により地域生活への移行を進めていくこととしており、地域における平均生活日数の目標値については、国指針に即して、令和8年度末時点における平均生活日数を325.3日以上とすることを目指します。また、国指針に示される式に基づき、令和8年度末時点の65歳以上の1年以上長期入院患者数の目標値を986人、65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を584人とします。さらに令和8年度末の基盤整備量\*（サービス利用者数）を598人とし、これを勘案して各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを設定します。退院率の目標値については、国指針に即して、令

<第7期障害福祉計画より抜粋>

和8年度末時点における入院3箇月時点の退院率を68.9%以上、入院後6箇月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを目指します。

※基盤整備量

1年以上の長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって地域移行が可能であるとの考え方に基づき、国の基本指針の算定式により推計される当該精神保健医療福祉体制の整備量（利用者数）です。

政策効果によって地域移行が見込まれる長期入院患者数※と同値です。

※将来の入院患者数は、国が基本指針に基づき、入院患者の年齢構成の変化等の政策効果以外の要因と政策効果の要因を勘案して推計しています。

【成果目標】

項目	基準	目標値	(参考) 第6期 目標値	考え方
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	H30 323日	325.3日 以上	316日 以上	精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院日から1年間の地域平均生活日数の合算/精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数
1年以上長期入院患者数(65歳以上)	R4 1,266人	986人	771人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳以上の者の数
1年以上長期入院患者数(65歳未満)	R4 646人	584人	552人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳未満の者の数
入院後3箇月時点の退院率	H29 61%	68.9% 以上	69% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3箇月以内に退院した者の割合
入院後6箇月時点の退院率	H29 73%	84.5% 以上	86% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6箇月以内に退院した者の割合
入院後1年時点の退院率	H29 80%	91% 以上	92% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合

**【国指針】精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

**<成果目標>**

- **精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数**  
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- **精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）**  
令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- **精神病床における早期退院率（入院後3箇月時点、入院後6箇月時点、入院後1年時点）**  
令和8年度末における入院後3箇月時点、入院後6箇月後時点及び入院後1年時点の退院率の目標値を、それぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91%以上として設定することを基本とする。

**【目標達成のための方策】**

- ・ 精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。
- ・ 精神障害者の相互の交流を促進するとともに、精神障害者家族への相談支援のための事業を推進します。
- ・ 多職種（医師、看護師、保健師、相談支援専門員、ピア・フレンズなど）チームによる訪問支援により必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活が継続できるような支援体制を整備するよう努めます。

## 精神障害者支援人材育成研修事業

### 1 目的

これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進める。

2 実施主体 県（富山県精神保健福祉士協会に委託）

### 3 事業内容

#### (1) 内容

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラムに沿った内容

※今年度は施設見学を実施せず施設紹介の講義をプログラムに入れた

(2) 対象者 相談支援事業所職員、地域包括支援センター職員

(3) 参加者 41名（障害分野 30名、介護分野 11名）※修了者は 39名

#### (4) 研修日程

日程	内容
研修 1 日目 令和 6 年 12 月 17 日 (火)	講義 1 『精神障害者の障害特性の総論的理解』 講義 2 『当事者の想い（当事者からの講演）』 講義 3 『社会資源と連携、家族支援』 講義 4 『障害特性の理解と具体的な対応②老年期・依存症・発達障害』 演習 A 『対応方法と援助技術』（グループワーク）
研修 2 日目 令和 7 年 1 月 14 日 (火)	講義 5 『障害特性の理解と具体的な対応②（統合失調症・気分障害）』 演習 B 『対応方法と援助技術』（グループワーク） 講義 6 『就労支援施設の実際』 演習 C 『効果的な支援のための連携』（グループワーク）

# 富山県依存症相談支援センター

アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等に依存している  
本人や家族の方などを支援します。

相談内容に応じて、  
保健・医療・福祉・司法等の関係機関と連携し、  
回復に向けて具体的な方法をとともに考えます。  
ぜひ、ご相談ください。

## ご利用案内

- 利用される方** アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等の依存状態にある本人や家族等
- 相談方法** 電話・来所等により相談に応じます。  
(来所相談は予約制です) ※秘密は厳守いたします。
- 相談時間** 月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00  
祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く
- 専用電話** TEL 076-461-3957
- 場 所** 富山県心の健康センター内(〒939-8222 富山市蛭川459-1)

## 案内図



## 交通機関

路線バスを利用される方は  
富山駅前バス乗り場から⑤番乗り場  
笹津行・猪谷行・春日温泉行  
最勝寺で下車(バス停から徒歩10分)

お車を利用される方は  
富山インターチェンジから、国道41号を  
700mほど南下(大沢野方面)し  
蛭川交差点で右折

# 依存症は誰でもなりえる病気です。

回復可能な病気です。

自分で止めたくても止められなくなる病気です。

止めたいと思ったことはありませんか？

本人だけでなく支援しておられる方のご相談もお受けします。

## ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

やめたいけど、やめられない  
何度かやめようとしたが挫折した  
自分でコントロールができない  
もうしないと約束しても続かない  
家族に嘘をついてでもやりたい  
仕事よりも優先  
家族よりも優先  
何よりも優先  
借金してでも続けてしまう  
やっていることに罪悪感がある  
本当はもうやめたい  
やめて普通に生きたい

相談は無料で  
行います  
(秘密厳守)

**TEL 076-461-3957**

月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00

祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

**富山県依存症相談支援センター**



# 富山県ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある本人や家族の方などを支援します。

相談内容に応じて、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携し、  
解決に向けて具体的な方法をとともに考えます。  
ぜひ、ご相談ください。

相談  
無料

## ご利用案内

- 利用される方** ひきこもり状態にある本人や家族等
- 相談方法** 電話・来所等により相談に応じます。  
(来所相談は予約制です) ※秘密は厳守いたします。
- 相談時間** 月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00  
(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)
- 専用電話** TEL **076-428-0616**
- 場 所** 富山県心の健康センター内 (〒939-8222 富山市蜷川459-1)

## ACCESS



### 路線バスを利用される方は

富山駅前バス乗り場から⑤番乗り場  
笹津行・猪谷行・春日温泉行  
最勝寺で下車(バス停から徒歩10分)

### 高速道路を利用される方は

富山インターチェンジから、国道41号を  
700mほど南下(大沢野方面)し、  
蜷川交差点で右折

# まずはお電話ください

来所による  
面接相談も  
ご利用ください

※来所相談は予約が必要です

家族の方や支援に  
あたっている方も  
ご利用ください



予約制

# 076-428-0616

月曜日～金曜日

8:30～12:00 13:00～17:00

(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

人と会うのが苦手で  
外出できない

自分への自信をなくし  
ひきこもってしまった

ひきこもっている生活を  
変える「きっかけ」がほしい

こんな悩みや相談に応じます!!

学校へ登校できず  
家から出られない

会社に出勤できない

家から出られない子どもに  
どのように接したらよいか  
わからない

つながろう、心と心。



ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか

富山県こころの電話

相談無料

プライバシー厳守

● 平日日中(9:30~17:00)

☎ **076-428-0606**

● 夜間・休日

☎ **0570-074-333**

※ナビダイヤルの利用料金がかかります

24時間、  
相談をお受けします



Touch hearts.



お問合せTEL 076-444-3223 (富山県厚生部健康対策室)

<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/kenkou/kj00004417/index.html>

## 令和8年度 障害福祉関係の従事者研修の実施について

### 1 案内方法の変更

県主催の研修案内は、**富山県ホームページの障害者事業者向け情報欄又は支援者研修欄に掲載**しますので、募集開始時期を参考に、各自ご確認ください。併せて、事業所者のメールアドレス（情報公表制度において登録されているアドレス）あてに募集要項等を送付することとし、原則として郵送は行いません。

### 2 研修申込にあたっての留意事項

- ・募集締切後の申込や、提出書類の不備等が見られます。申込期限や必要書類を確認のうえ、お申込ください。
- ・研修受講要件の設定がある研修については、要件を満たすことを確認のうえ、お申込みください。

### 3 令和8年度研修予定一覧（令和8年3月時点の予定です）

研修名	実施時期	募集時期	案内方法	実施主体
障害者(児)ホームヘルパー養成研修	8～10月頃	4月	HP、メール	富山県ホームヘルパー協議会
障害者(児)ホームヘルパー導入研修	12月頃	10月頃	HP、メール	富山県ホームヘルパー協議会
同行援護従事者養成研修（一般課程）	7月	4月	HP、メール	富山県視覚障害者協会
同行援護従事者養成研修（応用課程）	8月	4月	HP、メール	富山県視覚障害者協会
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	9月	7月～8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	11月	9月～10月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会	8月～12月	6月～7月	HP、メール	富山県言語聴覚士会
相談支援従事者初任者研修（全日程）	8～12月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
相談支援従事者初任者研修（講義のみ）	8～9月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
相談支援従事者現任研修	7月～9月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
主任相談支援専門員研修	11月～12月	9月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修（基礎研修）	10月～11月	6月～7月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修（実践研修）	10月～12月	7月～8月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修（更新研修）	7月～9月	4月～5月	HP、メール	県（自立支援係）
相談支援従事者研修 （専門コース別：スーパービジョン）	1～2月頃	10月頃	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修・相談支援従事者研修（専門コース別：意思決定支援）	6月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修 （専門コース別：障害児支援）	1月下旬	11月	HP、メール	県（自立支援係）
障害者権利擁護・虐待防止研修	2月下旬頃	11～12月頃	HP、郵送、メール	県（管理係）
医療的ケア児等支援者養成研修及び 医療的ケア児等コーディネーター養成研修	7月～9月	5月～6月	HP、メール	社会福祉法人富山県社会福祉総合センター（富山県医療的ケア児等支援センター）
障害者ピアサポート研修（基礎研修）	9月	8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
障害者ピアサポート研修（専門研修）	10月	8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
障害者ピアサポート研修（フォローアップ研修）	11月	8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修）	8～9月	6月頃	HP、メール	未定
高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修）	10月～12月	6月頃	HP、メール	未定

### <参考>令和7年度研修実施一覧

研修名	実施日	募集期間	案内方法	実施主体
障害者(児)ホームヘルパー養成研修	8月5日、8月20日～9月26日のうち2日（施設実習）、10月8日	7月	HP、メール	富山県ホームヘルパー協議会
障害者(児)ホームヘルパー導入研修	12月10日	10月	HP、メール	富山県ホームヘルパー協議会
同行援護従事者養成研修（一般課程）	7月24日、25日、29日、30日	5月～6月	HP、郵送	富山県視覚障害者協会
同行援護従事者養成研修（応用課程）	8月26日	5月～6月	HP、郵送	富山県視覚障害者協会

[テキストを入力]

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	9月18日、19日	7月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	12月18日、19日	10月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会	8月2日～11月15日の土曜日	7月下旬	HP、郵送	富山県言語聴覚士会
相談支援従事者初任者研修(全日程)	6月11日～7月11日(e-ラーニング) 7月14、15日、8月22日 10月6、7日	4月	HP、メール	県(自立支援係)
相談支援従事者初任者研修(講義のみ)	6月11日～7月11日(e-ラーニング)	4月	HP、メール	県(自立支援係)
相談支援従事者現任研修	9月5日～10月20日(e-ラーニング) 10月21日、11月20日、12月16日	8月	HP、メール	県(自立支援係)
主任相談支援専門員研修 (石川県及び福井県と合同開催)	11月7日、18日、19日 12月2日、3日	9月	メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(基礎研修)	7月9日～12月1日 (動画配信)、①8月27日28日、②12月2日3日	① 5～6月 ② 8～9月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(実践研修)	6月6日～9月30日 (動画配信)、①7月22日23日、②8月5日6日、 ③10月1日2日	① 4～5月 ② 4～5月 ③ 6～7月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(更新研修)	① 11月13日、14日 ② 12月10日、11日	① 8月～9月 ② 8月～9月	HP、メール	県(自立支援係)
相談支援従事者研修 (専門コース別:スーパービジョン)	3月10日	1月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修・相談支援従事者研修(専門コース別:意思決定支援)	中止	11月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修 (専門コース別:障害児支援)	1月28日、29日	12月	HP、メール	県(自立支援係)
障害者権利擁護・虐待防止研修	2月27日	11月	HP、郵送、メール	県(管理係)
医療的ケア児等支援者養成研修及び 医療的ケア児等コーディネーター養成研修	7月10日、11日 9月25日、26日	5月～6月	HP、メール	社会福祉法人富山県社会福祉総合センター(富山県医療的ケア児等支援センター)
障害者ピアサポート研修(基礎研修)	9月6日、7日	8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
障害者ピアサポート研修(専門研修)	10月11日、12日	8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
障害者ピアサポート研修(フォローアップ研修)	11月8日、9日	8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会